市役所からのお知らせ

市役所から皆さまへ、暮らしに役立つ情報をお届けします。

完全予約制によるマイナンバーカードの時間外交付を行います

3 すべての人に健康と福祉を

完全予約制による、マイナンバーカードの時間外交付を行います。
写真付きのマイナンバーカードを申請し、お手元に交付通知書のハガキが届いている方を対象に、時間外でのマイナンバーカード交付を行います。
※交付は予約した方のみに限ります。また時間外の交付窓口は角館庁舎のみとなっていますので、あらかじめご了承ください。
時間外での交付を希望する方は、各交付日の2日前までに電話にてご連絡ください。
※マイナンバーカードの受け取り場所が田沢湖庁舎、西木庁舎となっている方についても、2日前までに連絡をいただければ角館庁舎にて受け取りが可能です。
マイナンバーカードの受け取りについては原則本人が来庁する必要がありますので、ご注意ください。
●時間外交付日時／11月11日、11月25日、12月9日、12月23日
※17時15分～19時まで
●持参する物／詳細についてはマイナンバーカード交付通知書のハガキに記載されています。
▼マイナンバーカード交付通知書のハガキ
▼マイナンバーの通知カード
※紛失している場合には、紛失届を記入していただきます。
▼本人確認書類
※運転免許証、旅券、在留カードなどのうち1点。これらをお持ちでない方は、健康保険の資格確認書または年金手帳（年金証書でも可）および「氏名・住所」が記載された書類（社員証、学生証、医療受給者証など）。
▼住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
●予約連絡先／国保市民課 市民係
☎43-3307
（各交付日の2日前まで）
※マイナンバーカードを利用してコンビニでの証明書交付も行っています。料金は窓口と変わりません。
●問合せ／国保市民課
☎43-3307

ホームページ↓

公募型プロポーザルによる市有地の売却について

11 住み続けられるまちづくりを

市有財産（旧中町庁舎跡地など）について有効活用するために、角館中心市街地のにぎわい創出または活性化へ寄与し、産業振興につながる提案を民間業者などから募集し、公募型プロポーザルにより売却します。
●土地／
▼角館町中町36番地（旧角館中町庁舎跡地）
登記面積 691・90㎡
▼角館町七日町4番地（駐車場）
登記面積 223・99㎡
▼角館町七日町5番地1（駐車場）
登記面積 149・88㎡
●最低入札価格／3830万円（非課税）
●応募申込みの提出期間および提出先／11月2日㈪～11月16日㈪ 8時30分～17時
▼土・日曜日、祝日は除きます。
▼仙北市役所管財課管財係（角館上野庁舎2階）
●問合せ／管財課
☎43-1114

「固定資産税・軽自動車税納税通知書送付用封筒」に広告を掲載する事業者を募集しています

11 住み続けられるまちづくりを

令和9年度の固定資産税納税通知書および軽自動車税納税通知書を送付する封筒の裏面に、広告を掲載する事業者（広告代理店の応募も可能です）を募集しています。
●申込期間／10月13日㈫～11月9日㈪
●受付時間／月～金曜日（祝日除く）9時～17時まで
●申込方法／税務課へ直接持参または郵送（期間最終日必着）してください。なお、FAXまたはメールでの提出は不可とします。
●問合せ／税務課
☎43-1117

ホームページ↓

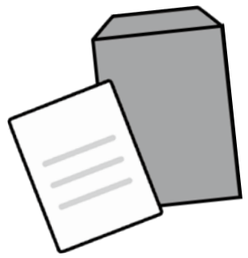

「安全（防災）・安心（防犯）・快適（エコ）で住みやすい街づくり・家づくりの集い」について

11 住み続けられるまちづくりを

近年、住宅への侵入盗難や自然災害による住宅被害が増加しており、安全な住環境づくりが急務となっています。
この催事は、防犯・防災性能を備えたガラスを通じ、市民の皆さまの安全意識を高め、より安全で安心な住環境づくりを推進するものです。
このたび、一般社団法人板硝子協会と全国複層硝子工業会の協力により、防犯・防災ガラスと省エネ複層ガラスの活用について、皆さまに広く紹介する催事を開催します。防犯・防災に関心のある方、建築関係の事業者の皆さま、省エネ対策に興味のある方、ぜひご参加ください。
●日時／11月20日㈭
開演 13時30分～15時（開場13時）
●会場／角館交流センター（仙北市角館町中菅沢）
●内容／
▼実物大の窓によるガラス破壊実演
▼ガラス体感機に触れることで分かる省エネガラスの凄さ
▼先進的リノベーション事業における補助金の活用について
※戸建住宅の場合、窓交換や内窓設置などの高断熱化リフォームに対し、国の補助金最大100万円
●申込／二次元コードからオンラインで申し込み、または電話での申し込みも可能です。
●入場料／無料
●問合せ／商工課
☎43-3351

申込フォーム↓

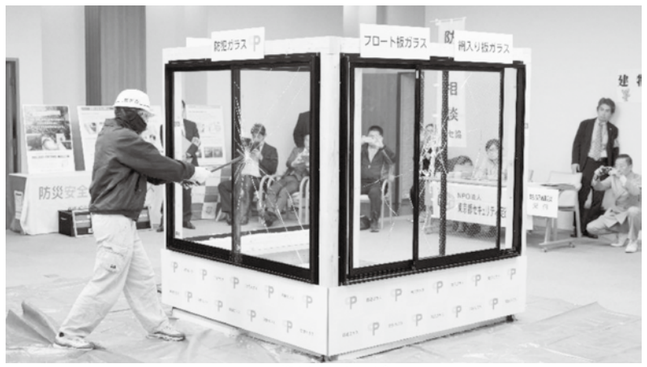

※画像はイメージです

国道341号の事前伐採について

11 住み続けられるまちづくりを

仙北市と東北電力ネットワーク㈱大曲電力センターは、令和5年度に自然災害時に多発する倒木による停電や道路閉塞などの発生を未然に防ぐために、支障となる樹木の事前伐採について連携して取り組むこととした協定を締結しました。今年度は、国道341号において伐採工事を実施します。
そのため、次の期間で一部片側交互通行を実施しますので、ご不便をおかけしますが、皆さまのご理解とご協力をお願いします。
●実施箇所／国道341号（田沢湖田沢字先達地内）
●実施期間／11月9日㈪～11月27日㈭
●問合せ／
▼作業に関すること／東北電力ネットワーク㈱
☎0120-175-366
▼道路に関すること／秋田県仙北地域振興局建設部
☎0187-63-8141

市役所からのお知らせ

10代の挑戦を応援！「Japan Wagamama Awards 2027」

「Japan Wagamama Awards 2027」は、身近な人の「困りごと」や「こうなったらいいのに」という「まだ声になっていない願い」を出発点に、テクノロジーを活用して解決策を形にする探究プログラムです。

プログラミングやアプリ開発の経験がなくても参加できます。初めての方や大会について知りたい方は、自宅から参加できる無料のオンライン体験会で、アイデアを形にする楽しさを体験してみませんか。申込フォームでは、オンライン体験会への参加または大会へのエントリーを選択できます。

●**開催形式**／オンライン
●**対象**／2027年3月時点で12歳から19歳までの日本在住者
●**参加形態**／個人または4人までのチーム
●**経験**／プログラミング・アプリ開発経験不問
●**体験会参加費**／無料
●**エントリー締切**／12月6日㈰
●**問合せ**／企画政策課 ☎43-1112

サイト→

建設課の会計年度任用職員を募集します

●**業務内容**／建設機械運転員兼建設作業員
●**雇用期間**／12月1日㈫～令和9年3月31日㈬
●**勤務地**／建設課（角館庁舎または田沢湖庁舎）
※募集の詳細はハローワークでご確認ください。
●**募集期間**／11月13日㈭まで
●**申込報告**／履歴書とハローワークからの紹介状を建設課にご持参ください（郵送不可）。
●**問合せ**／建設課 ☎43-2294

冬の暮らし、ぶっちゃけどう？ オンライン相談会

市では、移住を検討している方に仙北市での暮らしを実際に体験してもらう「移住体験事業」を実施しています。

今回は、移住体験事業の周知をかねて「冬の雪国暮らし」をテーマに、オンライン相談会を開催します。雪かきや冬の生活対策、光熱費、雪道の運転など、雪国ならではの暮らしについて、先輩移住者がリアルな体験をお話しします。市外・県外にお住まいのご家族やご友人など、仙北市への移住を考えている方に、ぜひお声がけください。

●**日時**／11月24日㈫ 12時～13時
●**会場**／オンライン（Google Meet）
●**参加費**／無料
※事前予約は不要です。
●**問合せ**／仙北市移住体験サポート業務受託事業者 ㈱リベンリ秋田 ☎050-3154-1105

参加はこちら→

「税に関する習字」、「税についての作文」

「税に関する習字」と「税についての作文」の作品展示

子どもたちの「税」に対する意識の浸透を目的として、例年実施している「税に関する習字」と「税についての作文」について、今年も市内小・中学生を対象に作品を募集しました。

出品していただいた作品を、広く市民の皆さまに紹介するとともに、納税意識の高揚を図るため展示しますので、子どもたちの力作をぜひとも見に来てください。

●**場所**／㈱タカヤナギ ワンダーモール店
●**期間**／11月9日㈪～11月16日㈪
※受賞作品の紹介は次号以降に掲載します。
●**問合せ**／収納推進課 ☎43-1123

過去の掲示の様子

「いいみらい」11月30日は年金の日です

厚生労働省では、国民の皆さまが年金についての理解を深め、自身の生活設計に思いを巡らせていただく日として「いいみらい」11月30日を「年金の日」としています。

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録や将来の年金見込額を確認できます。この機会にぜひねんきんネットをご利用ください。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ →

●**問合せ**／
国保市民課 ☎43-3316
大曲年金事務所 ☎0187-63-2296

生活のしづらさなどに関する調査にご協力ください

厚生労働省では、障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障がい児・者など（難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む）の生活実態とニーズを把握することを目的に、調査を行います。

●**調査対象地区**／国勢調査の調査区から厚生労働省が無作為に選定し、仙北市では生保内字街道ノ上、宮ノ後の一部を対象に実施します。
●**調査対象者**／
▼障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方
▼障がい者手帳はお持ちでないが、難病の方、長引く病気やけがなどにより生活のしづらさがある方
●**調査の方法**／11月1日から調査員（市職員）が世帯を訪問し、調査の趣旨などを説明のうえ、調査対象となる方にのみ調査票を配布し、記入および郵送による返送を依頼します。
●**調査事項**／年齢、性別、障がいの原因、住居、就労・就学の状況、障がい福祉サービスなどの利用状況、利用希望などを調査します。
●**プライバシーについて**／調査票には名前を書く欄はありませんので、どなたが書かれたか分からないようになっています。お答えいただいた内容については、秘密の保護に万全を期すとともに、統計上の目的以外に使用することはありません。
●**問合せ**／福祉政策課 ☎43-2288

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となります

令和8年分「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が日本年金機構から送付されます。

令和8年1月1日から令和8年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方には、令和9年2月上旬に郵送されます。令和8年10月1日から令和8年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方には、令和9年2月上旬に郵送されます。また、ご自身の保険料だけでなく、家族の負担すべき保険料を納付した場合はその保険料も併せて控除が受けられます。

年末調整や確定申告の際に使用できますので大切に保管してください。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから控除証明書の電子データを受け取ることができます。

●**問合せ**／
国保市民課 ☎43-3316
大曲年金事務所 ☎0187-63-2296

令和10年4月開校予定

「小学校名」を3案に絞りました

神代・西明寺・桧木内小学校の統合校

8月に177校名案の応募をいただいた中から、統合準備委員会において9月の1次選定で39案を、さらに10月15日までに2次選定で14案を、3次選定で3案を選定しました。

今後、教育委員会会議において4次選定を行い「最終校名案」を決定します。その後、市議会において仙北市立小中学校条例の改正をもって正式決定となる予定です。

学校統合の準備状況はこちらから→

「仙北市立（校名案）小学校」※4次選定では、校名案に仙北を冠することも含め協議し、選定を行います。

校名案	よみがな	応募者が校名に込めた思い
北浦	**きたうら**	統合3校の学区が伝統的に北浦と呼ばれる地域に属し馴染みがある。厳密には奥北浦と呼ばれる地域ではあるが、「一般的に北浦と言えば奥北浦地域」を指すという郷土資料などもある。
桧明神	**ひめがみ**	伝統ある3校の文字を組み合わせた。生徒のみなさんが、毎日雨にも負けず、風にも負けず明るく登校してほしいという願いを込めた。
若葉	**わかば**	緑豊かな仙北市で健やかに成長する子どもたちのイメージにふさわしい。神代出身の作曲家・平岡均之氏の『若葉』は、音楽の教科書に掲載された童謡で、3地区の風景や伸びゆく子どもたちと重なる。

●**問合せ**／教育委員会 学校統合推進室　☎43-3381

【仙北市高齢者世帯等除雪支援事業】の実施にあたり、除雪支援に協力できる登録業者等を募集します。

自力で除雪することが困難と認められた高齢者世帯などに、除排雪や雪下ろしに係る費用の一部を助成し、冬期間安心して生活ができるよう支援することを目的とする事業です。この除雪支援に協力できる登録業者などを募集します。

●**事業の登録業者など**／

①仙北市内に住所を有する法人
（例）シルバー人材センター、株式会社、有限会社、公益社団法人、社会福祉法人など

②会則を有する団体
（例）町内会、地域運営体、ボランティア団体、老人クラブなど

③個人事業者
（例）建築業、大工、左官、塗装、水道、ガス会社などの個人業者、または個人

※なお、市はこの事業における作業事故および揉めごとに関する責任を負いません。

●**登録申請先**／
福祉政策課（角館庁舎）、田沢湖・西木市民センターおよび各出張所窓口にある「登録届」に、必要事項をご記入のうえ、最寄の窓口に提出してください。

●**登録有効期間**／
登録証を通知した日から当該年度における3月31日までとします。ただし、市長もしくは登録業者などから特段な意志表示が行われないときは、更新したものとみなします。

※一度登録したのち、登録終了届を提出しない限り、現在も更新されています。

●**注意事項**／
登録除雪業者の方で、除雪支援の事業利用が決定されたときは、業者登録を取り消させていただきます。

●**問合せ**／福祉政策課 長寿いきがい係　☎43-2281

今年度も【仙北市高齢者世帯等除雪支援事業】を行います

自力で除雪することが困難な高齢者世帯などに対して除排雪や雪下ろしの費用の一部を助成することにより、冬期間、安心して生活ができるよう支援することを目的とします。

※昨年利用した方でも、事業を利用する場合は毎年申し込みが必要となります。

本年度から75歳以上の市民税課税世帯も助成対象となります。

●**利用対象者と助成額**／仙北市に住所を有し、現に居住している次のいずれかに該当する世帯とします。ただし、別居の親族や近隣からの支援がある世帯や生活保護世帯は除きます。また、登録除雪業者の方で、除雪支援の事業利用が決定されたときは、業者登録を取り消させていただきます。

	対象世帯	市民税課税状況	助成限度額
①	満75歳以上の高齢者のみで構成される世帯	市民税非課税世帯	40,000円
		市民税均等割のみ課税世帯	35,000円
		市民税所得割課税世帯	10,000円
②	「市民税非課税世帯」または「市民税均等割のみ課税世帯」で、身体障害者手帳1級～3級・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、介護保険要介護度3～5のみで構成される世帯	市民税非課税世帯	40,000円
		市民税均等割のみ課税世帯	35,000円
③	①と②に規定する者のみで構成される世帯	市民税非課税世帯	40,000円
		市民税均等割のみ課税世帯	35,000円
④	③並びに、「市民税非課税」または「市民税均等割のみ課税」となる満18歳未満の者のみで構成される世帯	市民税所得割課税世帯	10,000円
⑤	そのほか特別な理由のある方で市長が認めた世帯（特別な理由を確認するため第三者の意見が必要となりますので、申請窓口でご相談ください。）	市民税非課税世帯	40,000円
		市民税均等割のみ課税世帯	35,000円

●**対象となる作業**／住宅から公道までの除排雪や住宅屋根の雪下ろし（令和8年11月～令和9年3月まで）

※費用が利用券の額を上回った場合は、差額分の実費を利用者が除雪業者などに支払うことになります。

※市は業者紹介や作業事故および揉めごとに関する責任を負いません。

●**申込方法**／広報に折り込みの申請書または、福祉政策課（角館庁舎）、田沢湖・西木市民センターおよび各出張所窓口にある申請書に、必要事項をご記入のうえ、最寄の窓口に提出してください。

ホームページ→

●**申込期間**／11月2日㈪～令和9年3月12日㈮

●**問合せ**／福祉政策課 長寿いきがい係　☎43-2281

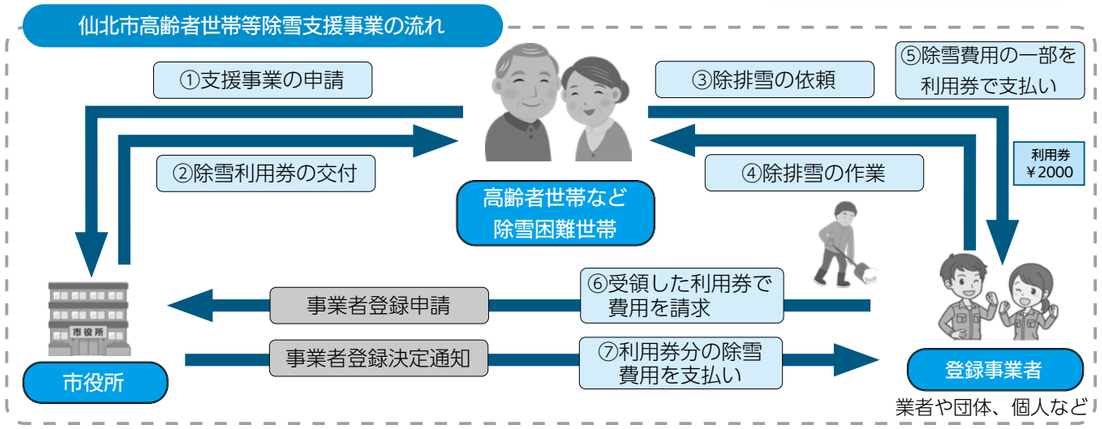

※登録業者などの一覧は、利用決定通知と一緒にお知らせするほか、仙北市ホームページでも公開しています。

福祉医療制度（マル福）について

福祉医療費受給者（マル福）の対象ではありませんか？

下の表の要件を満たす方は、申請すると「福祉医療費受給者証（マル福）」が交付される可能性があります。診療を受ける際に受給者証を医療機関に提示すると、保険診療の自己負担分が助成されます。現在、福祉医療費受給者の要件を満たしているにもかかわらず、まだ申請をされていない方は国保市民課（角館庁舎１階４番窓口）または、お近くの市民センター、出張所の福祉医療担当窓口にお申し出ください。

●申請の際お持ちいただくもの

- 健康保険情報のわかる書類（資格確認書や資格情報のお知らせ）
- 身体障害者手帳など（お持ちの方のみ）
- 来庁者の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）

●問合せ／国保市民課 国保年金係
☎43-3316

福祉医療費受給者証（マル福）をお持ちの方へ

次のような変更などがあった場合は、届出が必要です。国保市民課（角館庁舎１階４番窓口）または、お近くの市民センター、出張所の福祉医療担当窓口で手続きしてください。

- 加入している健康保険が変わったとき
- 住所や氏名が変わったとき
- ひとり親家庭になったとき・ではなくなったとき（事実婚を含む）
- 転出、死亡したとき
- 身体障害者手帳、療育手帳などの等級が変わったとき
- 受給者証を紛失、汚損、破損したとき

●届出の際お持ちいただくもの

- 現在交付されている福祉医療費受給者証（マル福）
- 健康保険情報のわかる書類（資格確認書や資格情報のお知らせ）
- 身体障害者手帳など（お持ちの方のみ）
- 来庁者の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）

●対象となる方

対象者（区分）	年齢や要件
乳幼児（未就学児）、 小中学生並びに高校生など	・０歳児から 18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童
ひとり親家庭などの児童 ・ひとり親家庭 ・父母のいない児童 ・父または母が１～２級程度の身体障害者手帳を持つ家庭の児童	・０歳児から 18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童 ※所得制限があります（基準を超える場合、乳幼児区分で対象となります）。
重度心身障害（児）者	・身体障害者手帳１～３級を持っている方 ・療育手帳Ａを持っている方 ・精神障害者保健福祉手帳１級所持者かつ自立支援医療（精神通院）支給認定者（精神病床の入院は助成対象外です） ※社会保険本人は所得制限があります。
高齢身体障害者	・65歳以上で身体障害者手帳４～６級を持っている方 ※社会保険本人は該当しません。 ※所得制限があります。

令和８年熊本地震災害義援金について

８月５日から９月25日まで、各市民センター・出張所において
受付を行いました義援金は、47,502円となりました。
この義援金は、日本赤十字社を通じ、被災された方々へお届けします。
市民の皆さまの温かいご支援に対し、感謝を申し上げます。

●問合せ／総務課　☎43-1111

令和９年度 入園案内 認定こども園・保育園

申込書類配布開始 10/23（金）～ 配布しています

申込期間 11/2（月）～ 11/16（月）

施設利用案内・申込書配布場所
▶こども家庭センター（角館庁舎）
▶田沢湖・西木市民センター
▶各出張所

※すでに入園されている児童へは、在籍している園より配布しています。

問合せ：こども家庭センター
☎43-2280

ご利用前に確認を！

保育料について

認定こども園・認可保育園の保育料は、０歳児～２歳児は全額助成、３歳児～５歳児は無償化となっています。

保育の認定基準

保育時間利用を希望するためには、保護者が次のいずれかに該当することが必要です。
☑就労 ☑妊娠・出産 ☑保護者の疾病、障がい ☑同居者の介護など ☑災害復旧 ☑求職活動 ☑就学
☑虐待やＤＶの恐れがある ☑育児休業中にすでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要
☑その他、上記に類すると認められる場合　※その他詳細は、配布する施設利用案内をご覧ください。

施設利用手続きの流れ

３歳以上の児童（令和３年４月２日～令和６年４月１日生まれ）

- 認定こども園（教育時間利用）▶ 利用したい園に直接お申し込みください。（11月16日まで）▶ 入園許可書の通知（令和９年１月頃）支給認定証の交付（令和９年２月）
- 認定こども園（保育時間利用）▶ 新規入園希望 ⇒こども家庭センター、田沢湖・西木市民センター、各出張所へ　すでに入園している児童 ⇒直接園へ　それぞれお申し込みください。（11月16日まで）▶ 面接・聞き取りなどでの保育必要度の審査　定員に対する申込状況に応じて利用調整（令和８年12月）

３歳未満の児童（令和６年４月２日以降生まれ）

- 認定こども園（保育時間利用）▶ 新規入園希望 ⇒こども家庭センター、田沢湖・西木市民センター、各出張所へ　すでに入園している児童 ⇒直接園へ　それぞれお申し込みください。（11月16日まで）▶ 面接・聞き取りなどでの保育必要度の審査　定員に対する申込状況に応じて利用調整（令和８年12月）
- 認可保育園▶ 新規入園希望 ⇒こども家庭センター、田沢湖・西木市民センター、各出張所へ　すでに入園している児童 ⇒直接園へ　それぞれお申し込みください。（11月16日まで）▶ ・支給認定証 ・入所承諾書 の通知（令和９年２月）

幼保連携型 認定こども園

〈運営主体〉
社会福祉法人 はなさき仙北

幼稚園と保育園の特徴をあわせ持った施設です

施設名	定員
だしのこ園 ☎43-1025 田沢湖生保内字武蔵野 117-263	89人
神代こども園 ☎44-2502 田沢湖神代字珍重屋敷 89-3	64人
にこにこここども園 ☎47-2525 西木町門屋字六本杉 2-1	51人
角館こども園 ☎53-2918 角館町中菅沢 91-1	170人

教育時間利用

▶**入園対象**　３歳～就学前の児童
▶**利用時間**　月～金曜日 8:30 ～ 15:30
※土・日曜日、祝日、長期休業、年末年始を除く
教育時間以外で預かり保育事業も実施します。

保育時間利用

▶**入園対象**　０歳（産休明け満８週経過後）～　就学前の児童
▶**利用時間**　月～土曜日 7:30 ～ 18:30 までの保育を必要とする時間
※日曜日、祝日、年末年始を除く

認可保育園

〈運営主体〉
仙北市

施設名	定員
市立白岩小百合保育園 ☎54-1083 角館町白岩上西野 93-1	30人
市立角館西保育園 ☎53-2522 角館町雲然田中 437-2	30人

▶**入園対象**　０歳（産休明け満８週経過後）～就学前の児童
▶**利用時間**　月～土曜日 7:30 ～ 18:30 までの保育を必要とする時間
※日曜日、祝日、年末年始を除く

●電子申請ができるようになりました

詳しくは、仙北市ホームページから確認できます。